

選定基準（審査表）：審査対象施設【「堺市立美原体育館等」】

| 指定の要件等（条例規定） | 審査項目 | 主な審査対象 | 審査の視点 | 配点 | 小計 |
|---|--|--|---|---|------|
| (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 1 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 1 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 1 号) | ① 管理の基本方針 | 指定管理者事業計画書（様式 4-1） | ① 管理運営の基本方針が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。 ② 市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。 | 10 点 | 10 点 |
| | ② 平等利用・安全の確保 | 指定管理者事業計画書（様式 4-2） | | | |
| (2) 事業計画を確実にかつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 2 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 2 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 2 号) | ① 安定的な経営資源 | 団体概要及び役員名簿（様式 1） | ① 当該管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。 ② 事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。 ③ 類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。 | 10 点 | 10 点 |
| | ② 財務規模、組織状況 | 指定管理者事業計画書（様式 4-3） | | | |
| | ③ 事業実績 | 指定管理者事業計画書（様式 4-4） | | | |
| (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 3 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 3 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 3 号) | ① 利用者・利用者ニーズの把握 | 指定管理者事業計画書（様式 4-5） | ① 当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。 ② 個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ③ 人権尊重の考え方が適切か。 ④ 障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ⑤ 利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。利用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。 | 10 点 | 10 点 |
| | ② 個人情報保護、情報公開の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-6） | | | |
| | ③ 人権尊重の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-7） | | | |
| | ④ 障害者等への考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-8） | | | |
| | ⑤ 広報・モニタリング計画 | 指定管理者事業計画書（様式 4-9） | | | |
| (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 4 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 4 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 4 号) | ① 休館（場）日、開館（場）時間の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-10） | ① 休館（場）日、開館（場）時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。 ② 適切な料金になっているか。利用料金の選付、減免に対する考え方は適切か。 ③ 適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。 ④ 利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。 ⑤ 自然災害・事故事件等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。 ⑥ 施設等の維持管理の提案について、具体性、実現性があり、第三者への業務委託の方法、考え方が適切か。 ⑦ トレーニング室の機器・器具の配置提案が利用者サービスの向上につながっているか。 | 20 点 | 20 点 |
| | ② 利用料金の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-11） | | | |
| | ③ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 | 指定管理者事業計画書（様式 4-12） | | | |
| | ④ 苦情対応の考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-13） | | | |
| | ⑤ 危機管理及び非常時対策 | 指定管理者事業計画書（様式 4-14） | | | |
| | ⑥ 施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 | 指定管理者事業計画書（様式 4-15） | | | |
| | ⑦ トレーニング機器等の調達・設置提案 | 指定管理者事業計画書（様式 4-16） | | | |
| (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 5 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 5 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 5 号) | ① 目標設定 | 指定管理者事業計画書（様式 4-17～20） | ① 当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。 ② 上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③ 事業実施及び収支計画に具体性、実現性、独創性があるか。指定管理業務の確実な実行や市民サービス向上に還元することを踏まえた上での計画となっているか。 | 20 点 | 20 点 |
| | ② 目標達成の方策 | 自主事業①計画書（様式 6-1） | | | |
| | ③ 自主事業①の実施計画 | 自主事業①収支計画書（様式 6-2） | | | |
| | ④ 自主事業②の実施計画 | 自主事業②計画書（様式 7-1） 自主事業②収支計画書（様式 7-2） | | | |
| (6) 管理経費の縮減が図られること。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 6 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 6 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 6 号) | ① 経費削減の考え方と方法 | 指定管理者事業計画書（様式 4-21） | ① 経費縮減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ② 積算根拠が明確で実現可能性が高い収支計画であるか。 ③ 支出計画に無駄はないか。 ④ 利用料金の収入見込みが適切か。 | 10 点 | 14 点 |
| | ② 収支計画 | 指定管理者事業計画書（様式 4-22） | | | |
| | ③ 指定管理料の削減 | | | 市の指定管理料の積算額（修繕費を除く）と指定期間における指定管理料の提案額（修繕費を除く平均額・小数第 1 位四捨五入）を比較し、削減率（小数第 2 位四捨五入）に応じて付与 (削減率 2%以上 4%未満：1 点 4%以上 6%未満：2 点 6%以上 8%未満：3 点 8%以上：4 点) | |
| (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件。 (体育館条例第 16 条第 3 項第 7 号) (スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 7 号) (美原日 & G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 7 号) | ① 障害者等就職困難者の雇用 | 指定管理者事業計画書（様式 4-23） | 障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 | 10 点 | 10 点 |
| | ② 市内経済の活性化 | 指定管理者事業計画書（様式 4-24） | 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 | | |
| | ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 | 指定管理者事業計画書（様式 4-25） | 地域団体、地域住民、NPO との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方など具体的な方策をもっているか。 | | |
| | ④ 環境問題への取組み | 指定管理者事業計画書（様式 4-26） | 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 | | |
| | ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント） | | 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに 2 点ずつ付与（グループ応募の場合は、④及び⑥の項目を除き、すべての者が満たしていること。） ① 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 5 年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（*）を 1 人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合のいずれかに該当する場合 ② 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定を受けている場合 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合 ④ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） ⑤ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に掲げる高齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外） ⑥ 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） ⑦ ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、K E S ステップ 2 の登録又はエコステージ（レベル 3）の認証のいずれかを受けている場合 （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者 | 各 2 点 | 6 点 |
| 合 計 | | | | 100 点 | |

※（7）の選定基準に定める審査は 6 点を上限に、審査項目ごとに 2 点ずつ付与する。